

殿

見積もり依頼書

病院新館清掃作業等の業務委託について

(新館 3 階～5 階、屋外 A)

平成 28 年 3 月吉日

1 適用

済生会川内病院内及び敷地内、管理区域内の清掃作業、草取り、樹木剪定管理、廃棄物（産業廃棄物及び一般廃棄物）の院内の回収（収集運搬）作業、一般廃棄物の分別作業及び一般廃棄物の収集・運搬に適用する。

2 目的・概要

病院内の日常清掃作業、定期清掃作業、廃棄物の収集運搬等の作業を行い病院内の清潔管理に努める。また病院敷地内、管理区域の清掃作業を行い環境美化に努める。

3 対象作業場所

- (1) 新館 3 階～5 階フロア全域（渡り廊下含む、ベッド数：244 床）
- (2) 新館 3 階以上の屋上全域（高置水槽エリア含む）
- (3) 屋外 A（主に外来駐車場、職員駐車場）、緑地等

※作業区分の詳細は、別図-1 “清掃管理区域図” 参照

4 定義

- (1) 清掃作業とは、病院内の通路、階段、診察室、各部署フロア、トイレ、浴室及びその他施設の清掃作業とする。

日常清掃とは、ほぼ毎日実施する作業をいい、ワックス清掃などは定期清掃作業とする。日常作業と定期作業の内容は、別途仕様書にて記載する。

また、屋外の清掃とは敷地内、管理区域内のゴミ拾い作業。敷地内及び緑地の草取り、管理区域内の草取り、植栽管理作業も含む。

- (2) 廃棄物回収・分別・運搬作業とは、各廃棄物（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物）を院内の所定の場所（ゴミ置き場等）から屋外（敷地内）の廃棄物置き場まで収集・運搬し、必要に応じて各廃棄物の分別作業をいう。

また、一般廃棄物については、院外（薩摩川内市指定場所）への運搬業務も含む。

5 作業の仕様

別紙-1 “清掃作業仕様” 記載

※3 階西病棟については、休床の間は別紙-2 “3 階西病棟休床に伴う清掃仕様” の内容で清掃を行い、3 階西病棟が再稼働した場合は清掃仕様と契約金額の見直しを行う。

6 業務委託条件（委託条件）

- (1) 清掃作業は、年中無休の対応とし、診療時間外の緊急対応も行うこと。
緊急時の対応費用は、原則契約内とする。

- (2) 清掃場所によっては病院側から時間指定する。

- (3) 作業者は、統一された制服（清潔なもの）を着用し、病院指定の名札を付けること。靴は院内履きと院外履きを区別すること。

- (4) 清掃作業員の詰め所（事務所）及び資器材置き場は、敷地内に無償貸与する。
(光熱費、敷地内の駐車場も含む)
但し、駐車場については患者及び来院者、職員の駐車スペースを確保することが困難な状況となった場合、駐車スペースは病院にて使用することを条件とする。
- (5) 業務日誌を提出すること。
- (6) 職場安全懇談会を1回/月以上実施し、報告書を病院へ提出すること。
必要に応じて、病院側の出席も行う。
- (7) 清掃責任者は、清掃業務を熟知した者とする。(最低限の資格取得者)
- (8) 清掃業務及び廃棄物（一般廃棄物）の運搬業務は、法的資格（許可）をもつてること。処分場まで運搬作業を第3者に委託する場合は、その契約書の写しを提出すること。一般廃棄物の処理費用は、契約費用に含まれなく、搬出した実績量にて別途清算とする。(処分場発行の重量、請求書等を提出すること)
- (9) 契約条件として、“医療関連サービスマーク認定書”を取得していること。
但し、病棟清掃を契約しない場合はこの限りではない。
- (10) 清掃方法（仕様）を書面で提出すること。
床（材質別）の清掃方法、絨毯の清掃方法、トイレの清掃法等、場所毎の清掃方法を提出願うこと。（例えば、床の日々の清掃はダスキンかけの掃除とか、定期清掃時はどのような洗剤、薬品で、どのような清掃手段で行うなどわかりやすく記載すること）
- (11) 清掃で使用する資器材は、請負側にて全て準備すること。
- (12) 清掃等で使用する薬品は、MSDSを提出して病院側の許可を受ける。
許可された以外の薬品類は使用禁止とする。
- (13) 清掃で使用する薬品、洗剤等の消耗品は見積もりに含むものとする。
- (14) 契約業務内の作業中に発生した事故は、請負側の責任で対応すること。
但し、病院側に非のある原因の事故については、この限りではない。
- (15) 清掃時に使用する、電気、水等は病院の支給とする。
- (16) 定期清掃については、予定日、場所を記載した年間計画書を作成し、4月に提出し計画書の通り実施すること。
- (17) 請負会社は、病院清掃について常に研鑽を行い、感染対策などの対応について作業員に周知徹底すること。
- (18) 病院で開催する関係セミナー（感染対策等）及び防火・防災訓練等へは積極的に参加すること。
- (19) その他仕様は添付の“委託契約業務に伴う見積もり依頼書共通仕様（条件）事項”を参照。
- (20) 契約時に締結した条件（清掃エリア等）が変更になる場合は、その時点又は契約更新時に見直しできるものとする。

7 見積もり期限

平成28年3月25日（金）AM10:00まで（別途指定）

見積もりは、詳細項目がわかるようにすること。

また、見積金額は月額税込み金額とする。

8 連絡・問い合わせ先

済生会川内病院 施設整備課 担当：久木野または古川

電話：0996-22-8961 FAX：0996-22-8941

以上

清掃作業仕様 (第8版)

1 日常作業 (清掃)

新館

清掃場所	作業内容	頻度
共通通路の床、手すり (病棟エリア含む全域)	床はモップ又はダストコントロールにて拭き清掃 1回/週は、除菌クリーナーにてモップ掛け清掃 手すりは、除菌剤にて拭き清掃。 汚れのひどい場合は水拭きする	1回/日
トイレ (全箇所) (男・女・車椅子用)	便器の掃除、床の拭き掃除、鏡の拭き掃除、 便器、手洗い蛇口は消毒液にて掃除する。 ※ウォシュレットのノズル清掃を定期的（1回/1W 毎週月曜日）または汚れがひどい場合はその都度実施する。 手洗器の掃除、ペーパー、便座シート、手洗石けん補充 ※簡易な詰まりはその都度対応すること。	1回/日
階段全域 (屋上エリア含む) (A、B、C 階段)	手すりは、除菌剤にて拭き清掃。 階段は、床清掃方法と同じ 階段室のクモの巣、照明器具のカバー、スピーカーの埃の除去	1回/日
浴室 (脱衣場含む) (全箇所)	洗剤を使用して浴槽、床、壁、窓、鏡等備品等の清掃 1回/月 塩素薬品 (病院支給) にて消毒作業 (レジオネラ菌対策) ※排水トラップ、排水口清掃含む	1回/日 AM8:30
手洗い及び流し台 (全箇所)	洗剤を使用しての清掃。 鏡清掃含む。	1回/日
リネン、湯沸かし室、洗面室 共用エリア	床はモップ又はダストコントロールにて拭き清掃 1回/週以上は、除菌クリーナーにてモップ掛け清掃 排水口の清掃	1回/日

病室内 (3階～5階全室) (特別室、デイルーム 含む)	床を掃除機にて掃除実施 (患者様の状態によっては、掃除機使用不可ダスター使用) 洗面台の清掃、窓の空拭き 個室は、浴室、トイレの掃除も行う。 壁面の汚れの清掃 (ウエスでの清掃) ベッドサイドのゴミ捨て 病室設置の洗面台は毎日、流水を30秒行う (臭気対策) ※窓清掃は原則室内側とする。	1回/日 午前9時 ～午後4時
休憩室	床をモップ等で拭き清掃する。	1回/週
病棟間渡り廊下	床面のダスキン掛け、汚れに応じて水拭き 手すりの拭き掃除 (除菌剤使用) テーブル・椅子の整理・整頓、清掃の実施 窓 (内側) 清掃の実施	1回/日

※各部屋の出入り扉 (全般) の取手部は除菌を実施すること。

※清掃対象エリアにある備品類の清掃も汚れ状況次第にて清掃を行う。

(廊下の幅木、誘導灯、消火栓等)

2 定期清掃 (床のワックス掛け 絨毯除く)

清掃場所	作業内容	頻度
3~5階各病棟廊下（渡り廊下含む）、病室 3~5階各病棟ナースステーション内全域 3~5階各病棟デイルーム 3階東 診察エリア、分娩・授乳エリア 陣痛室	ワックス、バフ掛け、 剥離清掃	1回/2ヶ月
3~5階各病棟 職員休憩室 3~5階各病棟 湯沸かし室、洗面所 その他共用フロア（ABC階段含む）	同上	1回/4ヶ月

3 その他定期作業 (清掃等)

場所	作業内容	頻度
各病棟 ・病室内ロッカー上部・照明・スピーカー	ほこり等の清掃	2回/年 (6月・12月)

4 廃棄物（ゴミ）の収集・運搬・分別作業

院内から発生する廃棄物（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物）を定期的に回収し、指定の場所まで運搬する。

また、廃棄物の分別状況を確認し、適正に分別を行う。

なお、一般廃棄物については、回収した廃棄物を薩摩川内市指定の場所まで運搬する。

- (1) 廃棄物を運搬する台車は、液漏れ等しない専用台車にて実施すること。
運搬台車は定期的に清掃・消毒を実施すること。
- (2) 収集（回収）は、病院内のゴミ置き場を2回/日以上巡回し収集する。
ゴミが多いときは、必要に応じて対応すること。
- (3) 廃棄物回収時は、専用の手袋を着用し感染・衛生面に配慮し作業をおこなうこと。
- (4) 廃棄物の分別として病院指定方法又は薩摩川内市の指定方法による分別を行うこと。

5 敷地内及び管理区域内の清掃及び草取り（草刈り含む）、植栽管理

敷地内（建物ベランダ、中庭、屋上、緑地等）及び管理区域内において、ゴミ拾い及び雑草の管理を定期的におこなう。

また植栽管理をおこない病院の環境整備支援をおこなう。

場 所	作 業 内 容	頻 度
外来駐車場	ゴミ拾い 掃き清掃	1回/日以上
職員駐車場	ゴミ拾い	1回/日以上
3階以上屋上全域 ベランダ	草取りの実施・排水側溝のゴミ・汚泥の除去、ゴミ拾い、土等の除去	5回/年 (4.5.8.12.2月)
緑地、植え込み内	草取り・草刈りの実施	随時
管理区域内 (職員駐車場含む)	草取り、草刈りの実施	4回/年 (4.7.9.1月)
敷地内全体	側溝の砂除去、雑草除去	1回/年
病院全域	観葉植物、植栽・樹木の剪定・管理 院内の植物への水やり、埃除去を行う。 病院より依頼された植栽の手入れの支援を行う	随時
※ 草取り、草刈りの時期については変更する場合がある。 ※ 草取り・草刈り後場所に応じて、除草剤散布の指示あり。 ※ 台風シーズン等、大雨、強風の後の清掃も実施する。		

6 その他

(1) トイレ清掃状況の点検表のチェック

トイレの清掃状況を確認しチェックリストに記載する。

(2) 定期窓清掃の実施

窓は、定期的に清掃を実施する。

(3) 清掃用具の運搬は、専用の台車を準備する。

(4) 廃棄物運搬車の消毒清掃（タイヤ・・・その都度、カート本体・・1回／日）